

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和5年10月31日(火) 午前9時30分から午前10時10分
会議場所	糸魚川市民会館 3階会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席16名、欠席3名)】 出席委員：1番渡辺朗委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番恩田正平委員、5番近藤栄樹委員、6番松木秀夫委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番加藤政人委員、10番猪又正巳委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、15番齋藤正機委員、17番松澤正善委員、18番松澤隆一委員 欠席：14番稲葉淳一委員、16番川合次夫委員、19番樋口佐登子委員</p>
	<p>【農地利用最適化推進委員(出席要請有、出席17名、欠席1名)】 出席委員：1番杉倉正委員、3番石塚明夫委員、4番原仁志委員、5番相澤厚夫委員、6番齋藤嘉一委員、7番猪又則雄委員、8番池原栄一委員、9番山岸寛幸委員、10番田上浩和委員、11番中村芳仁委員、12番池亀健一委員、13番山本民男委員、14番利根川保雄委員、15番橋立力委員、16番土澤健一委員、17番竹内富男委員、18番小川博嗣委員 欠席：2番加藤保委員</p> <p style="text-align: right;">(以上、出席33名)</p>
出席職員	<p>農業委員会事務局 星野局長、井上次長、中村係長、伊藤主査、丸田主査、林主査(書記)</p>
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	10番 委員
	11番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願い等について
No.9～No.12 4件

報告第2号 農地の休耕及び増反届について
No.9～No.10 2件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.34～No.45 12件

日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3018～No.3025 8件

議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5029～No.5032 4件

議 第4号 農用地利用集積計画案について
No.122～No.166 45件

日程第4 その他

- 1 次回農業委員会の日程について
・11月29日(水) 9:30～ 定例総会
- 2 その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長 (米原委員)	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、14 番稲葉淳一委員、16 番川合次夫委員、19 番樋口佐登子委員の3名です。 定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p>日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶものあり]</p>
議長	<p>異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、10 番猪又正巳委員、11 番福田幸生委員を指名いたします。</p> <p>日程第2＝報告事項</p> <p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願い等について></p>
議長	<p>報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願い等について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>報告いたします。1頁をご覧ください。 9番浦本地区、中宿地内の9筆500.44㎡について、現況は雑種地となっております。 10番上早川地区、大平地内の1筆21㎡について、現況は雑種地と</p>

議長	<p>なっております。</p> <p>11 番大和川地区、大和川地内の 1 筆 122 m²について現況は原野となっております。</p> <p>12 番能生谷地区、大王地内の 1 筆 423 m²について現況は山林となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 林主査	<p><報告第 2 号 農地の休耕及び増反届について></p> <p>報告第 2 号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。</p> <p>報告いたします。2 頁をご覧ください。</p> <p>9 番木浦地区 木浦地内の 13 筆、2,268.92 m²について労力不足のため休耕するものです。</p> <p>10 番青海地区 田海地内の 1 筆、135 m²については、増反届となります。宅地を分筆して畑として活用するものです。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について></p> <p>報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について説明を求めます。</p> <p>報告いたします。3 頁をご覧ください。</p> <p>34 番 糸魚川地区、南寺島 1 丁目地内の 4 筆 2,661 m²は、他の方に譲渡するため解約するものです。</p> <p>35 番 糸魚川地区、南寺島 1 丁目地内の 2 筆 1,156 m²は、他の方に譲渡するため解約するものです。</p> <p>36 番 糸魚川地区、南寺島 1 丁目地内の 1 筆 388 m²は、農地転用のため解約するものです。</p>
議長 林主査	<p>報告いたします。3 頁をご覧ください。</p> <p>34 番 糸魚川地区、南寺島 1 丁目地内の 4 筆 2,661 m²は、他の方に譲渡するため解約するものです。</p> <p>35 番 糸魚川地区、南寺島 1 丁目地内の 2 筆 1,156 m²は、他の方に譲渡するため解約するものです。</p> <p>36 番 糸魚川地区、南寺島 1 丁目地内の 1 筆 388 m²は、農地転用のため解約するものです。</p>

	<p>37番 大野地内の9筆1,353㎡は、労力不足のため解約し、解約後は休耕するものです。</p> <p>38番から41番については 根知地区、東中地内の合計5筆14,153㎡について解約し、解約後は他の人に貸し付けるものです。</p> <p>42番 能生谷地区、小見・平地区の2筆4,000㎡は、耕作に不便なため解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>43番 能生谷地区、大沢・柱道地区の7筆5,780㎡は、耕作に不便なため解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>44番 能生谷地区、溝尾地区の9筆5,221㎡は、労力不足のため解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>45番 能生谷地区、下倉地区の2筆898㎡は、耕作に不便なため解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
<p>議長</p> <p>伊藤主査</p>	<p>日程第3＝付議事項</p> <p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について></p> <p>議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。6頁をご覧ください。</p> <p>3018番、下早川地区、西谷内地内の6筆1,531㎡について、所有権移転売買です。地図No. 1をご覧ください。申請地は市道下早川中央区線のそばにあります。譲渡人は県外に居住しており、申請地の管理ができないため譲受人に譲り渡したいというものです。</p> <p>3019番、下早川地区、西谷内地内の5筆1,611㎡について、所有権移転売買です。地図No. 1をご覧ください。申請地は3018番のそばに</p>

なります。譲渡人は3018番と同じで、県外に居住しており、申請地の管理ができないため譲受人に譲り渡したいというものです。

3020番、下早川地区、五十原内地内の6筆281.91㎡について、所有権移転売買です。地図No.2をご覧ください。申請地は市道五十原線沿いの場所です。譲受人は自己所有地近隣の申請地を譲り受け、畑として使用したいというものです。譲受人は、現在遠方に居住しておりますが、そばの住宅を購入し、糸魚川に引っ越してこられる予定です。

3021番、大和川地区、大和川地内の1筆99㎡について、所有権移転売買です。地図No.3をご覧ください。申請地は市道方丈線沿いの場所です。譲渡人は県外に居住しており、申請地の管理ができないため、譲受人に譲り渡したいものです。譲受人はそばの住宅を購入され、申請地は樹園地で柿の木が植わっており、そのまま畑として利用したいというものです。

3022番、大和川地区、大和川地内の1筆661㎡について、所有権移転売買です。地図No.4をご覧ください。申請地は広域農道平牛上覚線のそばにあります。譲渡人は県外に居住しており、申請地の管理ができないため、譲受人に譲り渡したいというものです。譲受人は、申請地のそばの住宅と倉庫を購入し、申請地を畑として利用したいというものです。

3023番、糸魚川地区、南寺島1丁目地内の6筆3,817㎡について、所有権移転売買です。地図No.5をご覧ください。申請地は市道港南線沿いの場所です。譲渡人は申請地を譲り受け農業経営の規模を拡大したいものです。

3024番、能生地区、能生地内の3筆561㎡について、所有権移転売買です。地図No.6をご覧ください。申請地は農道梨平線沿いの場所です。譲渡人は市外に居住しており、申請地の管理ができないため、譲受人に譲り渡したいものです。

3025番、能生谷地区、小見地内の1筆405㎡について、所有権移転売買です。地図No.7をご覧ください。申請地は市道北部2号線沿いの場所です。譲渡人は高齢で申請地の管理ができなくなったため、譲受人に譲り渡したいものです。

以上で、説明を終わります。

議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。
片山委員	3020 番の譲受人は、もともと地元の方なのか、I ターンなのか。転居してこれられるとのことだが、そのことを地元の話をしてあるのか。
伊藤主査	地元の方かどうかは不明だが、10 年前くらいからこの話があり、遠方に居住しているため、難しいという話をしていたが、このたびこちらに転居し、営農上、他のほ場とはバッティングしない形のため、家庭菜園レベルであることから地元との話し合いまでは大丈夫と考えています。
片山委員	農地的な問題はないとしても小さな地域に住むということであれば、地元の方との交流を大事にしてほしい。うまく地域に溶け込むようなアドバイスが必要かと思う。
伊藤主査	県外から来られる方について、地元とのやりとりは大切かと思えます。地元とのトラブル等がないよう、地域との調和をお願いしていきたいと思えます。
片山委員	定住促進課とも連携し、せっかく来てくれる方を大事にし、本人も地元もお互いに来てよかったと思えるようにアドバイスをしてほしい。
伊藤主査	図面を見ると申請地が一体ではなくすきまが多いがどうなっているのか。 まわりはほ場整備地であり、今回の申請地以外は別の地目であったりするため、残地のような農地が今回の申請地となっているが、問題はありません。
議長	その他ございますか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について> 議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明を求めます。
伊藤主査	説明いたします。議案の 8 頁をご覧ください。 5029 番糸魚川地区、横町 4 丁目地内の 1 筆 170 m ² 、倉庫建築敷地の

	<p>転用です。地図No. 8をご覧ください。申請地は市道烏山4号線沿いの場所です。譲受人は自宅に隣接する申請地を譲り受け、倉庫を建築したいものです。倉庫1棟59.49㎡の所有権移転売買です。</p> <p>5030番糸魚川地区、南寺島1丁目地内の1筆996㎡、事務所兼宿舍及び駐車場敷地の転用です。地図No. 9をご覧ください。市道港南明星線沿いの場所です。譲受人は事業を拡大するため、申請地を事務所兼宿舍及び駐車場敷地として利用したいというものです。事務所兼宿舍1棟130.41㎡、駐車場11台の所有権移転売買です。</p> <p>5031番木浦地区、木浦地内の3筆167.61㎡、駐車場敷地の転用です。地図No. 10をご覧ください。市道新戸尾花線沿いの場所です。譲受人は申請地を譲り受け、参拝者の駐車場として利用したいものです。駐車場10台536.90㎡、うち転用面積は167.61㎡、所有権移転の寄付です。</p> <p>5032番青海地区、田海地内の1筆261㎡、住宅敷地の転用です。地図No. 11をご覧ください。申請地は市道田海仲島6号線沿いの場所です。譲受人は現在借家に居住しており、申請地を譲り受け、住宅を新築したいものです。住宅1棟70.79㎡の所有権移転売買です。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 林主査	<p><議第3号 農用地利用集積計画案について></p> <p>議第3号 農用地利用集積計画案について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。議案の9頁からになります。</p> <p>今月は件数が多いため、別紙参考資料をご覧ください。</p> <p>規模拡大9件25筆31,199㎡、更新34件88筆97,768.26㎡、農地売買支援事業は、議案の165番、166番で説明しますが、2件3筆3,410㎡合計45件116筆132,377.26㎡です。</p> <p>165番、166番農地売買支援事業は、農地中間管理機構の特例事業ということで、機構が農家から農用地を買い、認定農業者等に売り渡</p>

	<p>す事業となります。</p> <p>165 番については、下早川地区、四ツ屋地内の1筆1,969 m²です。地図No. 12をご覧ください。市道赤沢線近くの下早川あわら地区のほ場整備に伴う売買です。</p> <p>166 番については、釜沢の2筆1,441 m²です。地図No. 13をご覧ください。県道上町屋釜沢糸魚川線のそばで、西海地区、田中・中条のほ場整備に伴う売買です。</p> <p>今回は地権者が農地中間管理機構へ売り渡す議案でしたが、来月は農地中間管理機構が耕作者から買い入れる議案を提出予定です。以上で説明を終わります。</p>
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。
片山委員	165 番、166 番の農地中間管理機構の農地売買支援事業についてですが、ほ場整備の場合、通常不換地となるところ、不換地とは別にこの事業を使って行うのか。
伊藤主査	通常は不換地となるところだが、今回は手続き的にこの事業を使って権利移転をするというものです。機構が農地を買い上げて耕作者に売る事業となります。
片山委員	なぜこの事業を使うのか。
伊藤主査	165 番は、ほ場整備中の事業で、165 番・166 番とも所有者が農地を不要とのことで不換地を見込んで売り手、買い手の話し合いで換地に備えるものです。
片山委員	ほ場整備中だがこの事業を使うのか。
伊藤主査	従前地での売買となり、登記上は残っているためそれを集積し、この事業を使って権利移転をするもの。
議長	その他ございますか。
	〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。
	〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。

議長	<p>日程第4＝その他</p> <p>1 次回農業委員会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none">・11月29日 水曜日 9時30分～ 市役所2階会議室 <p>2 その他</p> <p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会いたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>
----	---